

## Ⅵ 参考 造林補助事業の取扱い

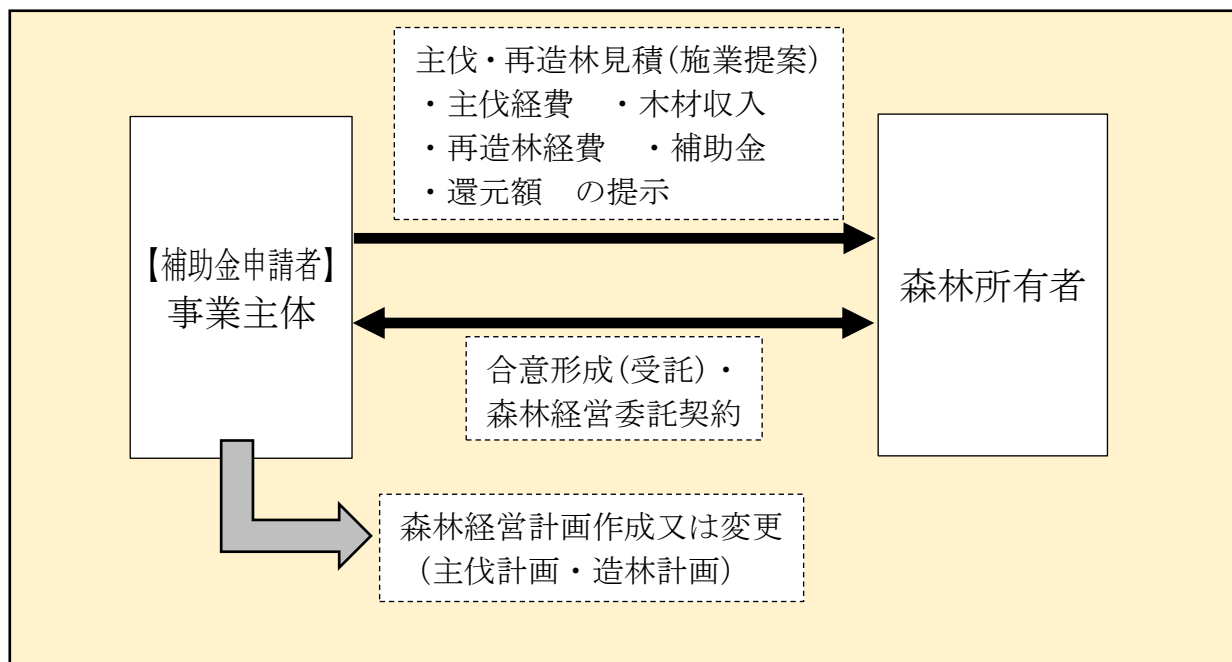
造林補助事業については、山口県森林整備課 HP を参照してください。  
 (山口県森林整備課 HP : [https:// www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/107/23344.html](https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/107/23344.html))  
 ※下記事例は一例であり、詳細は最寄の農林水産事務所又は農林事務所  
 へご相談ください。



### 【人工造林（再造林）の補助金申請の取扱い】

#### 1 伐採と造林を同一の事業者が行う場合

(森林所有者から森林経営委託を受けて森林経営計画を作成した事業  
 主体が伐採と造林を行う場合)



#### <事業主体と森林所有者との精算方法>

##### ○実行経費の計上方法

- ・地拵え : 機械地拵え経費(直) + 人力地拵え経費(直)
- ・苗木運搬 : 運搬経費 (機械運搬又は人力運搬) (直)
- ・植付 : 植穴堀付・植付経費(直)
- ・苗木代

※(直) : 直営施行、(請) : 請負施行

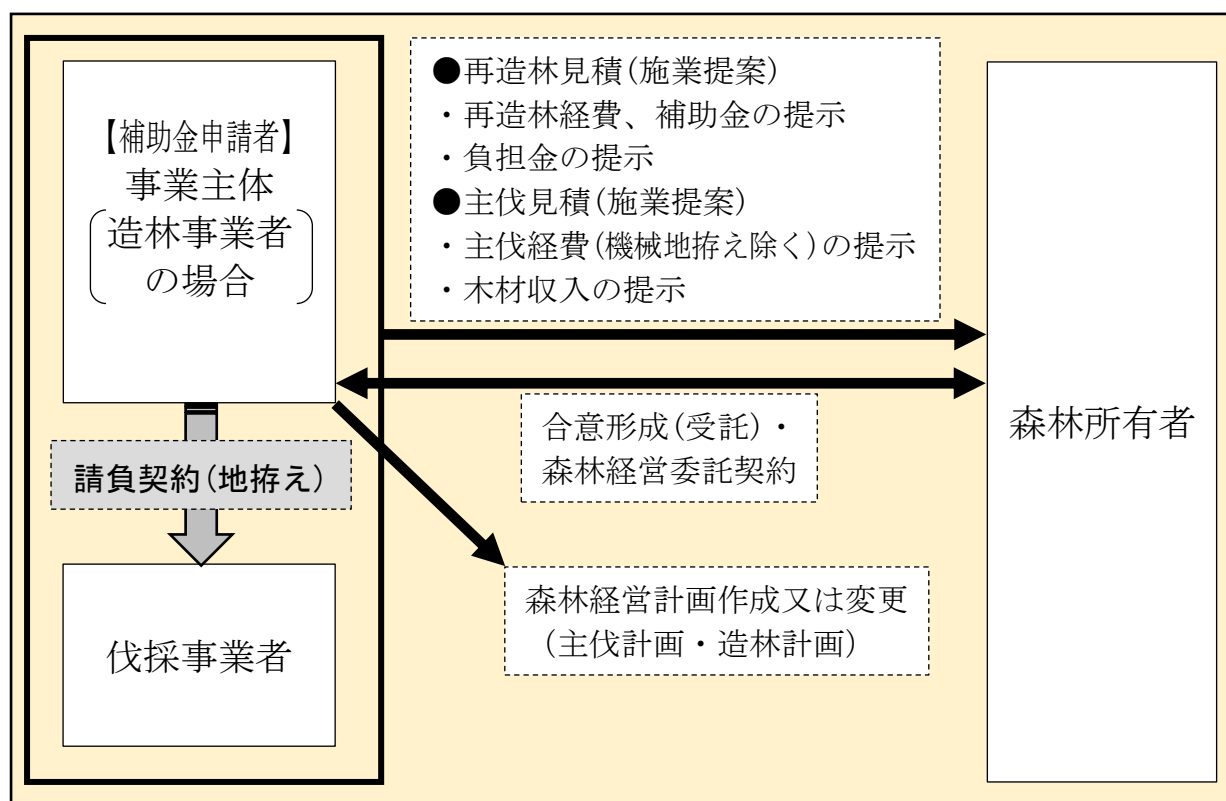
## ○留意事項

- ・補助事業対象経費（上記のもの）、手数料等及び補助金をもって森林所有者と精算する。（主伐に係る経費とは区別する。）

## 2 事業主体が造林作業の一部を別の事業者에게 請け負わせる場合

（森林所有者から森林経営委託を受けて森林経営計画を作成した事業主体が伐採事業者と連携して造林を行う場合）

例：造林作業の一部は地拵えとする。



## <事業主体と森林所有者との精算方法>

### ○実行経費の計上方法

- ・地拵え： $\text{機械地拵え経費(請)} + \text{人力地拵え経費(直又は請)}$
- ・苗木運搬： $\text{運搬経費(機械運搬又は人力運搬)(直)}$
- ・植付： $\text{植穴堀付・植付経費(直)}$
- ・苗木代

※(直)：直営施行、(請)：請負施行

## ○留意事項

- ・請負契約により地拵え等（全部又は一部）を実施した場合は、請負契約金額を地拵え等に要した経費として計上する。
- ・この場合、伐採事業者は、地拵え等（全部又は一部）に係る経費を

森林所有者に直接請求しないよう留意する。

- ・補助事業対象経費（上記のもの）、手数料等及び補助金をもって森林所有者と精算する。（主伐に係る経費とは区別する。）